

郡山市職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員自らの申出に基づく降任を実施するための制度を整備することにより、職員の能力と意欲に応じた任用を実現し、もって職務に対する意欲の維持向上及び組織の活性化に資することを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱の適用を受ける職員は、次条の規定により降任を申し出た日において、係長以上の職にある職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職責の増大、心身の故障等の理由により、現在の職責を果たすことが困難である者
- (2) 家族その他家庭の事情により、現在の職責を果たすことが困難である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情により、現在の職責を果たすことが困難である者

(降任後の職)

第3条 希望降任による降任後の職は、降任を希望する旨の申出をする日におけるその者の別表左欄に掲げる職制上の段階に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる職制上の段階の職とする。

(降任の申出)

第4条 降任を希望する者は、毎年12月末日までに降任希望申出書（第1号様式）により所属長を経由して任命権者に提出するものとする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、申出の期限以外においても降任希望申出書を提出することができる。

2 任命権者は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、希望を聴取し、関係書類の提出を求めることができる。

(降任の決定)

第5条 任命権者は、降任希望申出書の提出があった時は、降任の適否について人事評価の結果その他の勤務の状況を示す事実等に基づき、市長と協議の上、職に係る能力及び適正を有すると認められる職に決定するものとする。

2 降任の発令は、原則として直近の定期人事異動時とする。ただし、任命権者が認める場合は、この限りでない。

(降任後の給料月額)

第6条 降任した職員の降任後の給料月額は、郡山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和40年郡山市規則第46号）に定めるところによる。

(降任希望理由解消の届出)

第7条 降任した職員について、降任を希望する理由がなくなった場合には、その旨を降任希望理由解消届（第2号様式）により、所属長を経由して任命権者に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出があった職員の昇任については、他の職員と同様の選考を行い、昇任させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定める者のほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

申出日における職制上の段階	降任後の職制上の段階
部長級	部次長級 課長級 課長補佐級 係長級
部次長級	課長級 課長補佐級 係長級
課長級	課長補佐級 係長級
課長補佐級	係長級
係長級（主任を除く。）	係長級（主任に限る。）

降任希望申出書

年 月 日

任 命 権 者

所 属 _____

職・氏名 _____ ㊞

郡山市職員希望降任制度実施要綱第4条の規定に基づき、降任の希望を申し出ます。

(降任後に希望する職及び従事したい職務等)

(降任を希望する理由) ※できるだけ詳細に記入すること。

備考 添付書類は、第2条各号のいずれかの状況を客観的に把握することができる資料
(医師の診断書等) を添付すること。

(所属長意見)

所属長 職・氏名 _____ ㊞

降任希望理由解消届

年 月 日

任 命 権 者

所 属 _____

職・氏名 _____ ④

年 月 日付けで申出をした理由が次のとおり解消しましたので、
郡山市職員希望降任制度実施要綱第7条の規定に基づき、届け出ます。

降任前の職	
降任後の職	
降任を希望した理由	
当該理由が解消した事由	